

京都市悪臭パネル設置要領

1 目的

市内の工場又は事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について、事業者に対し悪臭の防止に係る行政指導を効果的に推進するため、嗅覚測定法のパネルを設置する。

2 職務

パネルの職務は、環境政策局環境企画部環境保全創造担当部長が指定する日時及び場所を実施する嗅覚測定にパネルとして従事することとする。

3 定数

パネルの定数は、25名以内とする。

4 募集

パネルの募集は、原則、公募によるものとする。

5 登録

次の各号のいずれにも適合していると認める者を、パネルとして登録する。

- (1) 「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」(平成7年9月13日環境庁告示第63号)中、「第1 パネル」に定める選定方法により、嗅覚測定に適した嗅覚を有すると認められた者であること。
- (2) 満18歳以上満60歳未満であること。

6 登録の抹消

パネルが次の各号のいずれかに該当したときは、登録を抹消するものとする。

- (1) パネルが辞退を申し出たとき
- (2) 嗅覚測定日時時点でパネルが5の各号に掲げる事項に適合しなくなったとき
- (3) 環境政策局環境企画部環境保全創造担当部長が職務を遂行できない者と認めたとき

7 任期

パネルの任期は、1年間とする。ただし、再任を妨げない。

8 謝礼

パネルの謝礼は、1名1回につき3,000円とする(交通費を含む)。

9 庶務

パネルに関する庶務は、環境政策局環境企画部環境保全創造課で行うものとする。

10 その他

- (1) この要領に定めるものについて、変更の必要が生じた場合には、その都度、環境政策局環境企画部環境保全創造担当部長が変更するものとする。ただし、8については環境政策局長が定めるものとする。
- (2) この要領に定めるもののほか、必要な事項については、別に定めるところによるものとする。

附 則

この要領は、昭和62年4月14日から実施する。

この要領は、平成5年5月27日から実施する。

この要領は、平成15年4月1日から実施する。

この要領は、平成18年3月14日から実施する。

この要領は、平成18年4月1日から実施する。

この要領は、平成19年4月16日から実施する。

この要領は、平成21年5月15日から実施する。

この要領は、平成30年2月19日から実施する。

この要領は、令和3年1月20日から実施する。

この要領は、令和4年7月1日から実施する。

この要領は、令和6年4月1日から実施する。